

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認東京地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	30 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	28 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	35 件
国民年金関係	12 件
厚生年金関係	23 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和18年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月から45年3月まで
② 昭和45年10月から46年3月まで
③ 昭和47年7月から48年3月まで
④ 昭和50年10月から51年3月まで

私の国民年金の加入手続は、母に頼まれた私の妹が市役所で行い、申立期間の国民年金保険料は、主に私の母が納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③及び④については、それぞれ9か月、6か月と短期間であり、それぞれの申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人の保険料を母親から頼まれて納付したことがあったとする申立人の妹は、申立期間④の保険料が納付済みであるなど、申立内容に不自然さはない。

一方、申立期間①については、申立人は、「私の国民年金の加入手続は、母に頼まれた私の妹が市役所で行った。」とし、その妹も、「私が17歳か18歳頃に母に頼まれて兄の国民年金の加入手続を行なった。」としていることから、妹が申立人の国民年金の加入手続を行なったとする時期（昭和39年3月から41年3月まで）の国民年金の手帳記号番号払出簿を確認した結果、申立人の氏名の記載が無い上、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間①後の45年11月頃に払い出されており、申立内容と相違する。

また、上記手帳記号番号の払出時点では、申立期間①の保険料は年度を遡って納付することとなるが、申立人は保険料を遡って納付したことは一度もなく、母親か

ら申立人の保険料を遡って納付したと聞いたこともなかったとしている。

さらに、申立人は、以前、別の手帳を所持していたが市役所から求められ母親が返却したとしているものの、手帳を返却した時期、冊数、表紙の色及び内容に関する記憶が明確でないなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は当該期間の保険料を市役所の窓口で納付したとしているものの、申立人が所持する年金手帳には、当該期間の検認印が押されていない。

また、申立人は保険料を遡って納付したことは一度もないとしていることなどから、申立期間②の保険料を過年度納付により納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人は申立期間①及び②の保険料の納付に関与しておらず、当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親から保険料の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①及び②の保険料を母親から頼まれて納付したことがあったとする妹は、保険料の納付方法及び納付額に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人の母親及び妹が申立期間①及び②の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の母親及び妹が申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、47年7月から48年3月までの期間及び50年10月から51年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年7月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年7月から50年12月まで
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、当初は私の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、昭和49年3月に保険料を再度納付するために手続きを行い、その後は私が必ず保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は18か月と比較的短期間であり、申立人は、申立期間前後の国民年金保険料を納付している。

また、申立人は、「昭和49年3月に保険料を再度、納付するために手続きを行った。」とすところ、申立人が所持する国民年金手帳の「変更後の住所」欄には申立期間当時に申立人が居住していた住所が記載され、「昭和49年3月15日」のスタンプが押されていることが確認できる。

さらに、申立期間直前の昭和49年4月から同年6月までの期間については、申立人が同年6月3日に郵便局で当該期間の保険料を納付したことを示す領収証書を所持していることから、平成16年3月25日に未納から納付済みに納付記録が訂正されていることがオンライン記録で確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年11月1日から5年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は8万円とされているが、当時の給与は41万円であったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成5年10月31日）の後の同年11月5日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

なお、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は同社の取締役でなかったことが確認でき、申立人の上記減額訂正への関与は認められない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後に、上記標準報酬月額の減額訂正処理を遡って行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成3年11月から4年9月までは41万円、同年10月から5年9月までは44万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成12年2月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る平成12年2月の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められ、また、事業主が申立人に係る同年3月の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成12年4月から同年9月までを24万円、同年10月を26万円、同年11月から13年1月までを24万円、同年2月から14年3月までを26万円、同年4月から16年3月までを28万円、同年4月を44万円、同年5月及び同年6月を38万円、同年7月を32万円、同年8月を34万円、同年9月を30万円、同年10月から17年1月までを32万円、同年2月を30万円、同年3月を34万円、同年4月を41万円、同年5月を38万円、同年6月及び同年7月を41万円、同年8月を38万円、同年9月及び同年10月を41万円、同年12月を34万円、18年1月を41万円、同年2月を32万円、同年3月を36万円、同年4月を34万円、同年5月を38万円、同年6月を34万円、同年7月から同年9月までを36万円、同年10月を38万円、同年11月及び同年12月を36万円、19年1月及び同年2月を44万円、同年3月を41万円、同年6月及び同年7月を34万円、同年8月を38万円、同年9月を44万円、同年10月を38万円、同年11月を44万円、同年12月を36万円、20年1月を41万円、同年2月及び同年3月を44万円、同年4月から21年5月までを38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年2月1日から同年4月1日まで
② 平成12年4月1日から21年7月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。同

社に勤務していた期間の給料明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務していた申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給料明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人から提出された契約社員請負契約書（契約期間：平成12年2月1日から同年3月31日まで）及び平成12年3月分の給料明細書から、申立人は、申立期間①もA社に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が提出した上記以外の給料明細書から、平成12年3月分の給料明細書において控除されている厚生年金保険料は、同年3月のものであることが認められる。

さらに、申立人と同一身分、同一職種の同僚から提出された平成12年2月分及び同年3月分の給料明細書において、同年2月及び同年3月の厚生年金保険料が控除されていることが認められる上、申立人と同一職種の従業員は、A社において、給与からの保険料控除は同年2月分から開始された旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人及び上記同僚から提出された給料明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、26万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは平成12年3月1日（後に平成12年2月1日に訂正）であり、申立期間①のうち、同年2月1日から同年3月1日までの期間は適用事業所となっていないが、当該期間においても同社は法人事業所であったことが確認できることから、厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、申立期間①のうち、平成12年2月については、A社は適用事業所の要件を満たしながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間①のうち、平成12年3月については、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会したが、回答は得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認

められない。

- 2 申立期間②について、申立人は、標準報酬月額の変動について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成12年4月及び同年5月、同年8月から17年10月まで、同年12月から19年3月まで、同年6月から21年5月までの標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額から、12年4月、同年5月、同年8月及び同年9月は24万円、同年10月は26万円、同年11月から13年1月までは24万円、同年2月から14年3月までは26万円、同年4月から16年3月までは28万円、同年4月は44万円、同年5月及び同年6月は38万円、同年7月は32万円、同年8月は34万円、同年9月は30万円、同年10月から17年1月までは32万円、同年2月は30万円、同年3月は34万円、同年4月は41万円、同年5月は38万円、同年6月及び同年7月は41万円、同年8月は38万円、同年9月及び同年10月は41万円、同年12月は34万円、18年1月は41万円、同年2月は32万円、同年3月は36万円、同年4月は34万円、同年5月は38万円、同年6月は34万円、同年7月から同年9月までは36万円、同年10月は38万円、同年11月及び同年12月は36万円、19年1月及び同年2月は44万円、同年3月は41万円、同年6月及び同年7月は34万円、同年8月は38万円、同年9月は44万円、同年10月は38万円、同年11月は44万円、同年12月は36万円、20年1月は41万円、同年2月及び同年3月は44万円、同年4月から21年5月までは38万円とすることが妥当である。

また、申立期間②のうち、平成12年6月及び同年7月の標準報酬月額については、申立人は給料明細書を保有していないが、当該期間の前後の期間における給料明細書において確認できる保険料控除額及び報酬月額から判断して、当該期間においても同様の保険料控除額及び報酬月額であったと認められることから、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から回答は得られないが、上記給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給料明細書において確認できる保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 一方、申立期間②のうち、平成17年11月について、給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より低いことが

確認できる。

また、申立期間②のうち、平成 19 年 4 月及び同年 5 月について、申立人は給料明細書を保有していないが、当該期間の後の期間における給料明細書において当該期間の厚生年金保険料の控除は確認できるものの、申立人は、当該期間は休職していた旨供述している上、申立人が当時居住していた市から提出された依頼票兼回答票に記載されている同年分所得の「支払金額」と、対応する月分の給料明細書における総支給額の合計はおおむね一致することから、申立人について、当該期間における給与の支給は無かったと推認できる。

さらに、申立期間②のうち、平成 21 年 6 月について、当該期間における給料明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額と一致することが確認できるが、厚生年金保険料の控除が確認できない。

したがって、申立期間②のうち、平成 17 年 11 月、19 年 4 月、同年 5 月及び 21 年 6 月については、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 34 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 10 年 1 月 1 日から 15 年 2 月 6 日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違していることが分かった。一部期間の給与明細書及び源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された申立期間に係る給与明細書（平成 10 年 2 月、同年 5 月、同年 6 月、11 年 12 月、12 年 1 月、同年 4 月、同年 12 月、13 年 11 月、同年 12 月、14 年 10 月、同年 11 月及び 15 年 2 月を除く。）によると、報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる上、保険料控除額に見合う標準報酬月額についても、オンライン記録の標準報酬月額より高いことが確認できる。

また、申立期間のうち、給与明細書の提出が無い期間について、i) 申立人から提出された当該期間の前後の期間における給与明細書において確認できる保険料控除額が同額であること、ii) 申立人から提出された平成 12 年分から 14 年分までの給与所得の源泉徴収票において確認できる社会保険料等の金額が、給与明細書において確認できる厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額の合計額とほぼ一致することなどの理由により、給与明細書の提出がある月と同様の保険料が控除されていたと認められる。

なお、上記給与明細書によると、厚生年金保険料及び健康保険料の料率改正月の翌月の給与から当該改正料率に基づき計算された保険料が控除されていることが確認できることから、A社においては、申立期間当時、厚生年金保険料は翌月控除であったことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該給与明細書及び源泉徴収票において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所（当時）は、当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準報酬月額に係る記録は、事後訂正の結果、平成 21 年 2 月から同年 7 月までは 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の、同年 2 月から同年 7 月までは 20 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 24 万円とされているが、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、申立期間の標準報酬月額に係る記録を、同年 2 月から同年 7 月までは 24 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 26 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 57 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 21 年 2 月 1 日から同年 8 月 1 日まで
② 平成 21 年 9 月 1 日から同年 11 月 1 日まで

A 社が労働基準監督署の是正勧告に基づき未払残業代を遡って支給したところ、随時改定が必要となったため、同社は、年金事務所に標準報酬月額の訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、申立期間の訂正後の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における申立期間の標準報酬月額は、当初、平成 21 年 2 月から同年 7 月までは 20 万円、同年 9 月及び同年 10 月は 24 万円と記録されていた。

その後、平成 22 年 8 月 25 日付けで労働基準監督署から A 社に対し、申立人に係る 20 年 9 月分から 22 年 8 月分までの残業代未払の是正勧告が行われた。

これを受けてA社は、当該期間の未払残業代を平成22年9月から23年2月にかけて支給したところ、申立人については20年11月に昇給があったことから、同社は、随時改定の届出漏れが生じたとして、21年2月の随時改定及び同年の定時決定に係る届出を申立期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の23年12月9日付けで年金事務所に行い、当初、21年2月から同年7月までは20万円、同年9月及び同年10月は24万円と記録されていた申立期間の標準報酬月額は、同年2月から同年7月までは24万円、同年9月及び同年10月は26万円に訂正された。ただし、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（平成21年2月から同年7月までは24万円、同年9月及び同年10月は26万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（平成21年2月から同年7月までは20万円、同年9月及び同年10月は24万円）とされている。

しかしながら、A社は、平成20年9月分から22年8月分までの未払残業代の支給に伴い、追加控除が必要となった厚生年金保険料の差額を23年2月の支給時にまとめて控除したと供述しているところ、同社から提出された賃金台帳、遡及支払額一覧、厚生年金保険料遡及控除額一覧及び遡及手当一覧により、各月の未払残業代が申立人に支払われたことが確認でき、また、同年2月に控除された厚生年金保険料は、申立期間において事業主により控除されていたとみなすのが相当である。

一方、特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、上記給与等関係資料において確認できる保険料控除額から、平成21年2月から同年7月までは24万円、同年9月及び同年10月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成23年12月9日付けで申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届及び同算定基礎届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は当該標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年7月1日から同年12月28日まで
年金事務所からの通知により、A社（厚生年金保険の適用は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が遡って引き下げられていることを知った。会社から標準報酬月額の引下げについて通知を受けていない。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB社における申立期間の標準報酬月額は、オンライン記録によれば、当初、28万円と記録されていたところ、申立人に係る同社における資格喪失日（平成3年12月28日）より後の平成4年6月8日付けで、遡及して3年7月から同年9月までは24万円、同年10月及び同年11月は20万円に減額訂正されている上、申立期間における同社の被保険者17人（申立人を含む。）全員の標準報酬月額についても、同日付けで遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、B社に係る閉鎖商業登記簿謄本の役員欄に申立人の名前は無く、複数の従業員は、申立人は厚生年金保険事務に関与していなかったと供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったものと認められる。

さらに、年金事務所は、上記遡及訂正時における各種届出用紙等は保存期間経過のため廃棄済みと回答している上、B社の事業主及び厚生年金保険事務担当者に当時の経営状況等について照会したものの回答を得ることができなかったが、複数の従業員は、同社では平成3年11月から給与の遅配が続いていたと供述している。

これらを総合的に判断すると、平成4年6月8日付けで行われた申立期間に係る標準報酬月額の遡及減額訂正処理は事実在即したものとは考え難く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た28万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年5月から同年9月までを28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年5月1日から12年9月1日まで
② 平成13年11月1日から15年2月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の標準報酬月額が、支給されていた給与額に見合う標準報酬月額より低く記録されている。給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成10年5月から同年9月までの標準報酬月額については、申立人が保有する当該期間の給与明細書において確認できる保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び

周辺事情が無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①のうち、平成10年10月から12年8月までの期間について、上記給与明細書において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致していることから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の平成13年11月から14年9月までの標準報酬月額は、当初、30万円と記録されていたところ、同年10月22日付けで、13年11月に遡及して24万円に減額訂正されている上、同日付けで申立人と同様に3名の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立人は、同社の役員ではなかったことが確認できる上、元同僚は、申立人は飲食店の店長として勤務していたと述べていることから、社会保険事務所に関与していなかったものと認められる。

さらに、申立人は、上記減額訂正が行われた当時、会社は資金繰りに苦勞しており、給与の支払が遅れることがあった旨供述している上、A社に係る滞納処分票により、同社は、平成13年度の厚生年金保険料を滞納したことから、滞納保険料を解消するために、当該減額訂正が行われたと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る平成13年11月から14年9月までの標準報酬月額について遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た30万円に訂正することが必要である。

一方、オンライン記録によると、平成14年10月の定時決定により24万円と記録されているが、当該定時決定に係る処理日は、上記減額訂正に係る処理日と同日であることが確認できる。

これらの事実を総合的に判断すると、当該定時決定に係る処理については、有効な記録訂正とは認められない上記減額訂正に連動してなされたものとするのが相当であることから、平成14年10月から15年1月までに係る標準報酬月額については、申立人に係る上記訂正後の14年9月の標準報酬月額から、30万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年1月1日から4年5月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。退職後に会社が標準報酬月額を引き下げているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった平成4年5月31日より後の同年9月3日付けで、遡って15万円に減額訂正されている上、申立人と同様に、同社の代表取締役のほか7人の役員等についても、標準報酬月額を遡及して減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は、平成4年1月10日に取締役就任していることが確認できるが、同社の複数の関係者は、「申立人は、申立期間当時、コンサルタント的な立場の業務や情報システムの企画を担当する役員であり、総務や経理等は担当していなかったことから、社会保険事務に関与する立場にはなかったと思う。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記減額訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間について標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和31年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和31年4月30日から同年5月1日まで
A社又はB社（以下「A社等」という。）にラジオ等の販売業務で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。A社からB社に社名が変わったものの、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社等の従業員並びに申立人が記憶している同僚及び社会保険事務担当者の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社等に継続して勤務していたことが認められる。

また、A社等に係る事業所別被保険者名簿及び商業・法人登記簿謄本によると、両社の事業主、所在地共に同一であることが確認できるところ、上記社会保険事務担当者は、「A社とB社の給与計算は一体的に行われていた。また、A社の給料の締日は20日、支払日は末日、保険料の控除方法は当月控除であった。」旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、A社において、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和31年3月の社会保険事務所（当時）の記録から、7,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は既に死亡しているため確認することができないが、事業主が資格喪失日を昭和31年5月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年4月30日と誤って記録す

ることは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年4月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和54年3月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年2月21日から同年3月21日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあった給料支払明細書及び雇用保険の加入記録により、申立人は申立期間においてもA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間当時の資料を保存していないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を18万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年5月1日から5年8月1日まで
② 平成5年8月1日から6年2月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に平成6年1月31日まで勤務したはずなので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、18万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成5年8月1日）の後の平成6年2月2日付けで、遡って12万6,000円に減額訂正され、更に同年3月3日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社における申立人を除く被保険者15人全員について、申立人と同様に、平成6年3月3日付けで、資格取得日に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た18万円に訂正することが必要である。

2 申立期間②について、申立人のA社における雇用保険の加入記録によると、離職日は平成5年10月20日とされており、申立人が申立期間②のうち、同年8月1日から

同年10月20日まで同社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社の事業主は所在不明であり、申立人の申立期間②における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、雇用保険の加入記録における離職日と厚生年金保険被保険者の資格喪失日が共に申立人と同日となっている従業員が二人確認でき、当該従業員に照会したところ、一人から回答があり、同人は、申立期間②においてA社に勤務していなかった旨供述している。

さらに、オンライン記録によると、遡って記録訂正されている等、社会保険事務所の事務処理に不合理な点は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和42年4月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、3万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月25日から同年5月25日まで

日本年金機構から届いた記録によると、A社での厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和42年5月25日とされているが、自分が保管している厚生年金保険被保険者証には資格取得日は同年4月25日と記載されているので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は、昭和42年5月25日と記録されていることが確認できる。

しかしながら、A社において、昭和42年4月26日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している従業員は、「申立人と自分は昭和42年4月のほぼ同日にA社に入社した。」と供述していることから、申立人が申立期間において同社に勤務していたことが推認できる。

また、申立人が保管している厚生年金保険被保険者証に記載された資格取得日は、昭和42年4月25日とされており、厚生年金保険記号番号払出簿にも、A社における資格取得日は同年4月25日と記載されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る年金記録管理に不備があったことが認められ、申立人が主張する昭和42年4月25日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の届出を事業主が社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和42年5月の社会保険事務所の記録から、3万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年10月16日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。平成3年分及び4年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成4年10月16日）の後の平成5年4月28日付けで、3年10月に遡って28万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社が加入していた厚生年金基金から提出のあった申立人に係る厚生年金基金加入員台帳における標準給与は53万円と記録されており、上記遡及訂正処理前のオンライン記録の標準報酬月額と一致する。

また、申立人から提出された平成3年分及び4年分給与所得の源泉徴収票における「社会保険料等の金額」は、両年とも上記遡及訂正処理前のオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料、健康保険料及び雇用保険料の控除額の合計とほぼ一致する。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は昭和62年5月26日から平成4年6月30日まで同社の取締役であったことが確認できるが、上記遡及訂正処理日において取締役であったことが確認できない上、申立人は、同社において管理建築士として設計・管理業務を行っていたとしている。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、

有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、申立期間①の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、22万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月30日から同年10月4日まで
② 平成8年10月4日から同年12月1日まで

A社のB営業所に事務職として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。保険料控除が分かる給与明細書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する資料により、申立人が同社に勤務していたことが認められる。

一方、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日について、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成8年9月10日より後の同年10月4日付けで、遡って同年6月30日とする処理が行われている上、同社において厚生年金保険被保険者であった複数の従業員についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は申立期間①においても法人事業所であることが確認できることから、当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って申立人に係る被保険者資格を喪失させる処理を行う合理的な理由は無く、当該処理は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を当該処理日である平成8年10月4日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記処理前のオンライン記録から、22万円とすることが妥当である。

一方、申立期間②について、雇用保険の加入記録及びA社が保有する資料により、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

また、申立人から提出のあった平成8年10月及び同年11月の給与明細書により、申立人は、厚生年金保険料を控除されていたことは確認できる。

しかしながら、A社は、平成8年10月及び同年11月の厚生年金保険料を誤って控除したため、9年11月19日に申立人に返還したとして、当該事実を示す資料を提出しており、申立人も当該事実を認めていることから、当該期間に係る厚生年金保険料は申立人に返還されたと推認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成7年11月14日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成7年9月及び同年10月の標準報酬月額については、34万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月26日から同年12月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間後に同社の関連会社であるB社（現在は、C社）に異動したが、申立期間にはA社に継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が昭和62年4月1日から平成7年11月13日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、申立人について、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成7年9月26日より後の同年11月28日付けで、遡って同年10月の定時決定の記録が取り消されるとともに、被保険者資格を同年9月26日に喪失した旨の処理が行われており、同社の従業員6人についても、申立人と同様の処理が行われていることが確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は平成9年1月*日に破産宣告していることが確認できることから、同社は適用事業所でなくなった7年9月26日以降も、法人事業所として当時の厚生年金保険法における適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所（当時）において、申立人に係る資格喪失日を平成7年9月26日とする処理を行う合理的な理由は無く、当該処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、雇用

保険の記録における離職日の翌日である同年11月14日に訂正することが必要である。

なお、平成7年9月及び同年10月の標準報酬月額については、申立人のA社における同年8月のオンライン記録から、34万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成7年11月14日から同年12月1日までの期間について、A社の元事業主の回答により、申立人は、当該期間に同社において継続して勤務していたことは認められる。

しかしながら、上記元事業主は、当該期間における厚生年金保険料の控除について、A社が倒産した際に当該期間当時の書類を廃棄しており、不明であるとしている。

なお、A社において申立人と同様に上記喪失処理が行われた同僚から提出された平成7年10月分の給与明細書と8年度市民税県民税特別徴収税額通知書から判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和46年7月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月2日から同年8月1日まで
昭和46年7月2日にC社から子会社であるA社へ移籍したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について第三者委員会に年金記録の訂正を申し立て、既に記録訂正が認められている同僚は、「申立人を含む12人が、申立期間にC社からA社に移籍した。」旨供述している。

また、B社は、「前回、申立人の同僚の申立てに際し、当該同僚が第三者委員会に提出した昭和46年7月分の給与明細書は、当社が発行したものであることを確認しており、申立人を含む12人のC社からA社への異動日は同年7月2日であると思われる。」、「当該同僚について、昭和46年7月の厚生年金保険料を控除していたので、申立人についても厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と回答していることから、申立人は、昭和46年7月2日からA社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和46年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格取得日に係る届出の誤りを認めていることから、社会保険事務所は、

申立人に係る昭和 46 年 7 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成3年8月1日から4年6月30日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年5月までは24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成4年6月30日から5年4月20日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年4月20日であると認められることから、当該期間の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは24万円、同年10月から5年3月までは8万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から5年4月20日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の一部について厚生年金保険の加入記録が無く、また、標準報酬月額が低く記録されていることが分かったので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成3年8月から4年5月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年2月までは24万円と記録されていたところ、同年3月7日付けで、3年10月の定時決定の記録が取り消され、同年8月に遡って8万円に減額訂正され、申立人に係る資格喪失日である4年6月30日まで継続していることが確認できる。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人と同様に、平成4年3月7日付けで3年10月の定時決定の記録が取り消され、同年8月に遡って標準報酬月額が減額訂正されている者が、申立人のほかに18人確認できる。

さらに、A社に係る滞納処分票を確認することはできなかったものの、同社の元従

業員は、経営不振で給料も遅配され賞与もカットされたと回答している。

加えて、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、申立期間において申立人の氏名は見当たらず、また、複数の従業員が、同社の社会保険手続及び給与計算担当者として申立人以外の者の氏名を挙げていることから、申立人は上記標準報酬月額減額訂正処理に関与していなかったことが認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成4年3月7日付けで行われた上記遡及訂正処理は事実上即したものと考へ難く、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の3年8月から4年5月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年8月及び同年9月は22万円、同年10月から4年5月までは24万円に訂正することが必要である。

- 2 申立期間のうち、平成4年6月30日から5年4月20日までの期間について、雇用保険の加入記録により、申立人は、当該期間においてもA社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、当初、平成5年4月20日と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年9月20日より後の6年3月18日付けで、4年10月の定時決定の記録（標準報酬月額：8万円）が取り消され、遡って同年6月30日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に、6年3月18日付けで、4年10月の定時決定の記録が取り消され、資格喪失日が遡って同年6月30日に訂正されている者が21人確認できる。

また、A社に係る商業・法人登記簿謄本により、同社は申立期間及び上記訂正処理日において法人事業所であることが確認できることから、同社は当時の厚生年金保険法の適用事業所としての要件を満たしていたものと判断され、社会保険事務所において、上記適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、資格喪失日を平成4年6月30日に訂正する旨の処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人のA社における資格喪失日を、事業主が社会保険事務所に当初届け出た5年4月20日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、平成4年6月から同年9月までは、申立人に係る上記訂正後の同年5月の標準報酬月額から24万円、同年10月から5年3月までは、上記取消し前の4年10月の定時決定の記録から8万円とすることが妥当である。

東京厚生年金 事案 23610

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を9万2,000円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から同年7月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、8万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和49年1月の随時改定により9万2,000円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（9万2,000円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月1日から同年7月1日まで
A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和51年1月の随時改定により11万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年10月1日から63年4月14日まで
A社（現在は、B社）C事務センターに勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、28万円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和62年10月の定時決定により30万円となったことが確認できる。

また、B社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（30万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 10 月 1 日まで

A社（現在は、B社）C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低額となっているので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C支店の事業所別被保険者名簿によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、4万8,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、当該標準報酬月額は、昭和46年9月の随時改定により6万円となったことが確認できる。

また、B社が提出した申立人に係る「厚生年金保険被保険者台帳」によれば、「C支店 46 9月変 60 千円」という記載が確認できる上、同社は、申立期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（6万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和52年10月1日であると認められることから、申立期間の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、12万6,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年9月30日から同年10月1日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、B社が保管する人事記録及びD健康保険組合の加入記録により、申立人は、申立期間にA社に継続して勤務（昭和52年10月1日にA社C支店から同社E支店に異動）していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人は、昭和52年10月1日にA社C支店から「転出」、同日に同社E支店に「転入」と記録されていることが確認できる。

さらに、B社は、社会保険事務所（当時）及び厚生年金基金への届出用紙について、当時は複写式の様式を使用していたとしている。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における資格喪失日を昭和52年10月1日とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、12万6,000円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格喪失日は昭和47年4月8日であると認められることから、申立期間①の厚生年金保険被保険者の資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、5万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間②について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間の標準報酬月額に係る記録を11万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年3月30日から同年4月8日まで
② 昭和49年8月1日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間に異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が厚生年金基金の加入員記録より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録及び社員台帳等により、申立人が当該期間にA社に継続して勤務していたことが認められる。

また、厚生年金基金の加入員台帳によると、申立人は、昭和47年4月8日にA社C支店から「転出」、同日に同社D支店に「転入」と記録されていることが確認できる。

さらに、B社は、当該期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人のA社C支店における資格喪失日を昭和47年4月8日とする届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間①の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金基金の加入員台帳の記録から、5万6,000円とすることが妥当である。

2 申立期間②について、A社D支店に係る厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、9万8,000円と記録されているところ、B社から提出のあった厚生年金基金の加入員記録によれば、申立人の当該期間に係る標準給与は、昭和49年8月の随時改定により11万円とされていることが確認できる。

また、B社は、当該期間当時、社会保険事務所及び厚生年金基金に係る各種届出について、複写式の様式を使用していた旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、事業主は、申立人が主張する標準報酬月額（11万円）に係る届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年4月7日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが判明したので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、申立人が同社において被保険者資格を喪失した平成5年4月7日より後の6年3月4日付けで、4年2月に遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に申立期間当時勤務していた申立人以外の11名についても、申立人と同様に、平成6年3月4日付けで、標準報酬月額の減額訂正が行われている。

そして、A社の申立期間当時の事業主は、「当時は、経営状態が悪く、厚生年金保険料を滞納していた。」旨供述していることから、上記標準報酬月額の減額訂正は、厚生年金保険料の滞納を解消するために行われたものと考えられる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本から、申立人は、申立期間当時、同社の取締役であったことが確認できるが、当時の事業主及び複数の同僚は、「申立人は、当時、営業担当の取締役であり、社会保険事務には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人が当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人に係る減額訂正処理を遡及して行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 20 年 12 月 17 日は 41 万円、21 年 7 月 7 日は 40 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 12 月 17 日
② 平成 21 年 7 月 7 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付することができず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人に係る「給与支給明細書（賞与）」により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、上記給与支給明細書において確認できる保険料控除額から、平成 20 年 12 月 17 日は 41 万円、21 年 7 月 7 日は 40 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に当該賞与に係る届出を行っており、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成14年10月1日から15年7月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を18万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和53年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額より低くなっている。当時の控除額が分かる給与明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、平成14年10月から15年6月までの標準報酬月額について、オンライン記録によると、15万円と記録されているところ、申立人から提出された給与明細書により、標準報酬月額18万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

したがって、申立人の当該期間に係る標準報酬月額については、上記給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主に照会したものの回答が得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、平成 15 年 7 月及び同年 8 月の標準報酬月額について、オンライン記録によると、15 万円と記録されているところ、申立人から提出された給与明細書により、標準報酬月額 18 万円に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていることが確認できる。

しかし、上記給与明細書から、申立人の当該期間における報酬額について、平成 15 年 7 月は約 15 万円、同年 8 月は約 13 万円であることが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

これらを総合的に判断すると、当該期間について、上記給与明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低いことから、特例法に基づく記録訂正の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格喪失日に係る記録を昭和54年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和53年12月1日から54年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社B支店から同社C支店への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び国民健康保険組合の加入記録並びにA社から提出された人事カードから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し(昭和54年1月1日に同社B支店から同社C支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和53年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明と回答しており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和6年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間において同社本社から同社B工場への異動はあったが、継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社が提出した申立人に係る異動記録の写しから判断すると、申立人は、同社に継続して勤務し（昭和39年4月1日に同社本社から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和39年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主は同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を32万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年1月1日から10年7月31日まで
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る標準報酬月額は、当初、32万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成10年7月31日より後の11年2月9日付けで、9年1月に遡って9万2,000円に減額訂正されている上、申立人のほかにも複数の被保険者が同時期に標準報酬月額を減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記標準報酬月額の減額訂正処理日において同社の取締役であったことが確認できる。

しかしながら、申立人は、上記減額訂正処理には関与していないと供述しており、A社の元事業主は、同社は厚生年金保険料を滞納しており、滞納額を減額するため、社会保険事務所から指示されて当該減額訂正処理に係る手続を行ったと供述している。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、平成11年2月9日付けで行われた申立人に係る標準報酬月額の遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た32万円に訂正することが必要である。

東京国民年金 事案 13423 (事案 3273、7498、10376 及び 12427 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 3 月から 45 年 2 月まで
私は、昭和 43 年 3 月及び 44 年 3 月に、区役所でそれぞれ 1 年分の国民年金保険料を納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び納付していたとする保険料額に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず、また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和 61 年 9 月時点では申立期間は時効により保険料を納付できない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 2 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は再申立てを行い、申立期間中の昭和 43 年 3 月と 44 年 3 月にそれぞれ 1 年間分の保険料を一括納付した記憶があり、いずれの納付時にも 1 年間分の保険料を一括納付するために自身の月給の 3 か月分程度を準備しその中から納付したと説明しているが、その金額は当時の保険料額と大きく相違するほか、申立人は申立期間同時に国民年金手帳は渡されなかったと説明しているが、その当時は現年度保険料の納付は年金手帳への印紙検認方式により行われていたなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、当委員会における口頭意見陳述の結果からも申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき事情も見当たらないとし

て、平成 22 年 5 月 26 日、23 年 3 月 24 日及び同年 11 月 9 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知がそれぞれ行われている。

今回、申立人は、申立期間の保険料を納付していたことは間違いないとして 5 回目の申立てを行っているが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料の提出や具体的な説明は無く、申立人の希望により実施した 2 回目の口頭意見陳述においても、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情が見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 49 年 8 月から 54 年 3 月までの期間、平成 7 年 12 月及び 8 年 1 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 28 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 8 月から 54 年 3 月まで
② 平成 7 年 12 月及び 8 年 1 月

私は、会社を退職した後の昭和 49 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行い、婚姻するまでは郵便局で国民年金保険料を納付していた。婚姻後は、夫が、私たち同居家族の保険料を一緒に納付していた。納付方法は、当初は税理士に、保険料を前納するようになった頃からは金融機関の職員に納付書と小切手を渡して納付していた。また、平成 8 年には保険料を納付することができなかったが、後から遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、昭和 49 年 8 月に市役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、当時申立人の住所は申立人が加入手続を行ったとする市とは別の市であった上、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間①後の 54 年 6 月に払い出されており、加入手続の時期に関する申立人の記憶は明確ではない。

また、申立人は、申立期間①当初の国民年金保険料を郵便局で納付していたとしているが、申立人が当時住民登録していた市では、申立期間①当時、郵便局で現年度保険料を納付することはできなかった。

さらに、上記手帳記号番号が払い出された昭和 54 年 6 月の時点で、申立期間①のうち、49 年 8 月から 52 年 3 月までの期間の保険料は、第 3 回特例納付による納付を除き、保険料を納付することはできない期間であるが、申立人は申立期間①の保険料を遡って納付した記憶は無いとしている。

加えて、申立人は、現在、上記の国民年金手帳の記号番号のみが記載された年金

手帳を所持しているが、申立人は別の年金手帳を所持していたことはなかったとしている上、申立人が国民年金の加入手続を行ったとする市及び申立期間①当初に申立人が住民登録をしていた市の国民年金の手帳記号番号払出簿を確認した結果、申立人の氏名の記載が無い等、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人の保険料を一緒に納付していたとする夫も保険料が未納である。

また、申立人は、「夫が亡くなった後に、保険料の納付ができなかったことが1度ある。」としているところ、オンライン記録では、申立期間②のうち、平成8年1月分の保険料は10年3月に「時効期間納付」として還付されていること、申立期間②直後の8年2月から9年3月までの保険料を10年3月23日に過年度納付により納付していることが確認でき、当該納付時点では申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

このほか、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年12月までの期間及び59年11月から61年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から50年12月まで
② 昭和59年11月から61年3月まで

私は、区役所の出張所で国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに郵便局又は金融機関で国民年金保険料を納付していた。昭和59年11月に婚姻し、国民年金を含む全ての公的手続について氏名変更及び住所変更手続を行った記憶がある。申立期間①の保険料が未納とされ、申立期間②が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、「国民年金の加入手続を行い、3か月ごとに国民年金保険料を納付していた。」としているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年8月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①の過半は時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人は年度を遡って保険料を納付した記憶は無いが遡った記録になっているのであれば、自身が納付したと思うとしており、過年度納付に関する申立人の記憶は明確ではない。

また、申立人は上記の手帳記号番号が記載された年金手帳1冊のみを所持し、別の手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間①当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

申立期間②について、申立人は、「3か月ごとに保険料を納付していた。」としており、婚姻前に居住していた区が発行した昭和59年10月から同年12月までの期間の納付書兼納入済通知書(旧姓)を所持しているが、当該納付書兼納入済通知書には領収印が無い上、申立期間②直前の59年10月分の保険料は申立人が婚姻後の60年8月30日に過年度納付により納付したことが申立人が所持する納付書・領収証書で確認できる。

また、申立人は厚生年金保険加入者と婚姻したことにより昭和59年11月*日に国民年金

の被保険者資格を喪失しており、申立期間②は国民年金の強制加入期間ではないため、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は離婚後居住したとする区での保険料の納付場所に関する記憶が明確でなく、このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

東京国民年金 事案 13426 (事案 1576 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和61年9月から63年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月から63年7月まで
私は、市役所窓口で国民年金と国民健康保険に同時に加入し、それぞれの保険料を自分で納付していた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、i) 申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、また、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料額、納付場所等の納付状況に関する記憶が曖昧であるなど、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないこと、ii) 申立人が保有している記号番号は、厚生年金保険の記号番号を基に付番された基礎年金番号であり、国民年金の加入手続を行った記録は無く、国民年金手帳を所持していた記憶も無いなど、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことを理由として、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月29日付けで年金記録の訂正が必要とまでは言えないとの通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、申立期間当時居住していた市の申立期間に係る国民健康保険被保険者証が新たに見つかったため、「申立期間当時、国民年金に加入していた証拠であり、国民年金保険料を自分で納付していたのは確かである。」として再度の申立てを行っているが、申立期間に係る当該市の国民健康保険被保険者証については、前回の申立てにおいても提出されており、国民健康保険と国民年金は個別の制度であり、本来、国民健康保険と国民年金の加入手続及び保険料納付は個別に行う必要があることを踏まえると、申立人が前回及び今回提出している申立期間に係る国民健康保険被保険者証や国民健康保険税領収証書をもって、

国民年金にも同時に加入し、国民年金保険料を納付していたとまでは言えず、当該資料をもって委員会の当初の決定を変更すべき資料とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月

私は、厚生年金保険適用事業所を退職後に国民年金への再加入手続を行い、婚姻して第3号被保険者となるまでの3か月間、国民年金保険料を納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する年金手帳によると、申立人は申立期間直後の平成4年12月1日に国民年金の第1号被保険者として資格を取得し、5年2月14日に第3号被保険者に種別変更していることが確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

また、申立人は平成4年11月27日に厚生年金保険適用事業所を退職し、翌日の同年11月28日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、申立人は、所持する年金手帳の国民年金の資格取得日が厚生年金保険の資格喪失日ではなく同年12月1日となっている理由について覚えていないと述べており、申立期間に係る国民年金の加入手続に関する記憶が明確でない。

さらに、申立人は、申立期間の保険料の納付額、納付時期及び納付場所の記憶が明確でなく、申立期間の保険料の納付状況が不明である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 5 月及び同年 6 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 5 月及び同年 6 月

私の父は、私の国民年金の加入手続をしてくれ、国民年金保険料を納付してくれていた。その後、私が自分で保険料を納付するようになったものの、その時期については記憶しておらず、申立期間の保険料を父が納付してくれたのか、私が納付したのかは分からないが、私は申立期間の保険料の領収証書を所持しており、申立期間前後の期間を通じて生活状況に変化はなく、途中の納付記録が抜けているのは不自然だと思うので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を含む昭和 47 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料 1,350 円を納付した領収証書を所持しているが、当該領収証書の納付日は時効期限経過後の 50 年 1 月 17 日であること、第 2 回特例納付により申立期間直前の 47 年 4 月の保険料 900 円が納付されていることがオンライン記録で確認できること、450 円が還付されていることが還付整理簿及び還付充当死亡一時金等リストで確認できることから、時効期限経過後に納付された保険料の一部は、当時実施されていた第 2 回特例納付により 47 年 4 月の保険料とされ、残額が還付されたため申立期間が未納となったと考えられる。

また、申立人は、申立期間の保険料を自身で納付したのか父親が納付してくれたのか記憶が明確でなく、当該還付に関する記憶は無いと述べており、上記時効期限経過後の納付以外で申立期間の保険料を納付した記憶が明確でないほか、父親から当時の納付状況等を聴取することができないため当時の状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を上記納付後に納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人の保険料が納付されていたことを

うかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年7月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年7月から53年3月まで
私は、20歳になった昭和47年*月頃に市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を実家の近くの郵便局や勤務先の近くの金融機関で3か月ごとに納付書で納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は20歳になった昭和47年*月頃に国民年金の加入手続を行い、現在所持しているオレンジ色の年金手帳を交付されたと述べているが、同色の年金手帳の発行が全国的に開始されたのは49年11月以降であり、申立内容と一致しないほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の54年2月16日に払い出されていることが、国民年金手帳記号番号の払出簿により確認できる。

また、当該払出時点で、申立期間のうち大半の期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人は過去の保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと述べている。

さらに、申立人は加入手続時に交付されたと説明する年金手帳以外の別の年金手帳を所持していた記憶は無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立人は申立期間の保険料額に関する記憶が明確でないほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 51 年 12 月から 58 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 12 月から 58 年 4 月まで

私は、亡くなった母が、私の国民年金の加入手続を行い、私が会社を退職してから日本を出国するまでの期間の国民年金保険料を納付していると言っていたことを覚えている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたとする申立人の母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は、昭和 46 年 4 月に厚生年金保険に加入した際に払い出された厚生年金保険の記号番号を基に平成 17 年 6 月 14 日に付番されており、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立期間は国民年金の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は年金手帳を所持しておらず、自身の年金手帳に関する記憶は明確でなく、母親から年金手帳を受け取った覚えはないと述べているなど、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないほか、申立期間について保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 7 月から 43 年 6 月までの期間、45 年 3 月から 46 年 12 月までの期間、47 年 4 月から 48 年 3 月までの期間及び 49 年 4 月から 50 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 7 月から 43 年 6 月まで
② 昭和 45 年 3 月から 46 年 12 月まで
③ 昭和 47 年 4 月から 48 年 3 月まで
④ 昭和 49 年 4 月から 50 年 3 月まで

私は、申立期間①当時、会社を退職後に国民年金の加入手続を行い年金手帳に領収書を貼っていた記憶がある。申立期間②、③及び④については、結婚後に区役所で国民年金の加入手続を行い、数年は国民年金保険料を納付していなかったが、国の 2 度の特例措置で夫婦の保険料を 2 回に分けてまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は、当該期間直前に勤務していた会社を退職し、当時居住していた市の出張所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料を納付し、年金手帳に領収書を貼っていた記憶があるとしているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、第 1 回特例納付実施期間中の昭和 46 年 10 月頃（申立期間②の期間内）に夫婦連番で払い出されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと考えられ、申立内容と符合しない。

また、申立期間②、③及び④については、申立人は、申立期間②に係る国民年金の加入手続後の数年は保険料を納付しておらず、その後に実施された第 2 回特例納付により保険料を納付したはずとしているが、申立人が当該特例納付したとする期間及び納付金額に関する記憶は明確ではない上、申立期間②、③及び④の保険料を一緒に特例納付により納付したとする申立人の夫も、当該期間の保険料は未納である。

さらに、申立人は、昭和 47 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料を、第 2 回特例納付実施期間中である 49 年 3 月に過年度納付していることが特殊台帳により確認できるものの、当該特例納付で保険料を納付した記録は確認できないなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から50年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から50年9月まで
私は、時期は覚えていないが国民年金の加入手続を郵送で行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和52年6月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間の大部分となる43年4月から50年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額等の納付状況に関する記憶が明確ではない。

また、申立人は、上記手帳記号番号が記載された年金手帳を1冊のみ所持し、当該手帳以外に別の手帳を所持した記憶は無く、学生期間に国民年金の任意加入手続をした記憶は無いとしている上、申立期間の一部を含む昭和46年4月から52年3月までの期間（大学卒業後から婚姻まで）に係る申立人が申立期間当時から居住している区の国民年金の手帳記号番号払出簿には、申立人の氏名の記載は確認できないなど、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から45年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年2月から44年3月まで
② 昭和44年4月から45年9月まで

私の母は、私が20歳の時に国民年金の加入手続きを行い、結婚するまでの国民年金保険料を自分たち夫婦の保険料と一緒に納付してくれていた。申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳の時に申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、婚姻するまでの国民年金保険料を納付してくれていたとしているが、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が昭和61年7月1日に被保険者資格を取得した厚生年金保険の記号番号が平成9年3月6日に基礎年金番号として付番されていることがオンライン記録で確認できる上、申立人は、現在、厚生年金保険の記号番号が記載されている年金手帳及び当該記号番号が基礎年金番号として記載されている年金手帳2冊のみ所持し、ほかの手帳の記憶は無いとしているなど、申立期間当時に申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である上、申立人と同じく、母親が国民年金の加入手続き及び婚姻するまでの保険料を納付していたとする申立人の妹も、20歳からの学生期間は任意加入適用期間の未加入期間となっていることが確認できる。

さらに、申立期間②については、基礎年金番号が付番された平成9年3月6日に、当該期間に係る資格得喪記録が追加されていることから、当該記録追加時点前まで

は、当該期間は保険料を納付することができない国民年金の未加入期間であるほか、当該記録追加時点では、当該期間の保険料は時効により納付することはできない。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料を納付していたとする母親から当時の状況等を聴取することが困難であることから当時の状況が不明であり、ほかに申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月、53年1月から54年6月までの期間、55年10月から56年3月までの期間、同年7月から同年12月までの期間、57年8月、同年9月及び58年1月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年3月
② 昭和53年1月から54年6月まで
③ 昭和55年10月から56年3月まで
④ 昭和56年7月から同年12月まで
⑤ 昭和57年8月及び同年9月
⑥ 昭和58年1月から59年3月まで

私の20歳から30歳(昭和46年から56年)頃までの国民年金保険料は、養母が納付してくれていたと思う。また、昭和56年頃に転居した区の職員から過去の未納保険料の納付を勧められ、私は手書きの納付書の束を受け取ったことを覚えており、その保険料は養母が知人に依頼し、知人が郵便局で納付してくれていた。養母が亡くなった後の保険料は、養父又は知人が郵便局で納付してくれていた。申立期間①、②、④、⑤及び⑥の保険料が未納とされ、③が申請免除期間で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立人は国民年金の加入手続及び各申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付及び負担していたとする養父母から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。
- 2 申立期間①及び②については、申立人は、昭和56年頃に転居した区の職員から過去の未納保険料の納付を勧められ、その保険料を知人が納付してくれていたとも主張しているものの、申立人の転入者台帳整理カードにより、当該区へ台帳が移管されたことが確認できる同年3月時点では、申立期間①及び申立期間②の過半は、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人及び

その養母から依頼され、遑って納付していたとする知人は、その納付金額に関する記憶が明確でない。

また、申立期間③については、申立人は、当該申請免除期間の追納の申出に関与しておらず、養父から当時の申出状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である上、養父から依頼され、当該期間の保険料を納付していたとする知人は、保険料の納付頻度、納付金額等の納付状況に関する記憶が明確でない。

さらに、申立期間④については、養母から依頼され、当該期間の保険料を納付していたとする知人は、保険料の納付頻度、納付金額等の納付状況に関する記憶が明確でない上、当該期間直後の昭和 57 年 1 月から同年 3 月までの期間の保険料は、時効直前の 59 年 4 月に過年度納付していることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、当該期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立期間⑤及び⑥については、養父から依頼され、当該期間の保険料を納付していたとする知人は、保険料の納付頻度、納付金額等の納付状況に関する記憶が明確でない。

- 3 申立期間は6回に及び、申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和 46 年 2 月頃に払い出されており、当該払出し以降において、当該手帳記号番号により申立人の記録管理が行われていることが確認でき、これだけの回数及び期間について、事務処理誤りが起こるとは考え難い。

また、養父母及び知人が申立期間の保険料を納付（申立期間③については追納）していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに養父母及び知人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 9 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社B事業所において、昭和 62 年 9 月 1 日から平成元年 9 月 30 日まで一人で勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録によると、A社における加入記録は無く、申立期間の勤務について確認することができない。

また、申立人の父親が代表取締役であるA社は、申立人の申立期間における勤務及び保険料控除について、申立人は申立期間に同社B事業所で勤務しており、厚生年金保険料も規定に基づき申立人の給与から控除していた旨回答している。そこで、同社に当時の賃金台帳等の保険料控除が確認できる資料の有無について照会したところ、同社は回答を裏付ける資料は保有していないとしており、当該回答から、申立人の申立期間における厚生年金保険料が給与から控除されていたとは認め難い。

さらに、申立人は当該事業所名が記載された健康保険証を会社から交付されたとしているが、A社に係る厚生年金保険被保険者原票では、申立期間に欠番が無い上、申立人に対して健康保険証が払い出された形跡は無く、また、申立人の父親が代表取締役である同社は、申立人から保険料を控除し納付をしたとしているが、申立人に係る被保険者資格取得届や喪失届が提出された記録は確認できない。

なお、申立人が勤務していたとするA社B事業所の所在を証明する書類として、同社は専任の取引主任者設置証明書を提出しているが、当該証明書の日付は、申立期間後のものであり、申立期間における同事業所の実態を確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 10 月 1 日から 4 年 9 月 30 日まで
A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が引き下げられて記録されている。前後の記録からみても不自然なので、当初の標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、53 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成 4 年 9 月 30 日）の後の平成 4 年 10 月 8 日付けで、3 年 10 月に遡って 8 万円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社の商業・法人登記簿謄本により、申立期間当時及び上記減額訂正処理が行われた時点において、申立人が同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、自身の標準報酬月額を減額訂正処理する手続等は別の取締役が行っていたため自ら関与した記憶は無いと主張しているが、当該手続に必要な社印及び代表者印は申立人自身が管理していた旨供述していることから、申立人が申立期間の標準報酬月額の減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

なお、オンライン記録によると、上記社会保険手続を行ったとする別の取締役の標準報酬月額についても、平成 4 年 10 月 8 日付けで、申立人と同様、3 年 10 月に遡って当初記録されていた 53 万円から 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 2 月 28 日から 8 年 3 月 27 日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が 15 万円となっている。入社
の月及びその後の数か月は 15 万円だったかもしれないが、翌年からは間違いなく 30
万円台後半であった。記録の改ざんを含めて調査の上、標準報酬月額を訂正してほ
しい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行った
ものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡して
いることから、同社の申立期間における厚生年金保険の取扱いについて確認できない上、
申立人も給与明細書等を保有していないことから、申立人の主張する報酬月額及び厚生
年金保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A社において、申立人及び申立期間に係る被保険者
記録が確認できる 10 人全員について、標準報酬月額が遡及して訂正された形跡は認め
られない。

さらに、申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決
定通知書(確認日:平成 2 年 5 月 1 日)及び健康保険被扶養者調書(異動届)(確認
日:平成 7 年 2 月 2 日)において確認できる標準報酬月額(15 万円)は、オンライン
記録の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確
認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申
立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給
与から控除されていたと認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23584 (事案 7962 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月 1 日から 62 年 1 月 5 日まで
② 昭和 62 年 6 月 4 日から 63 年 2 月 7 日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。前回、申立期間①の一部において、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立て、第三者委員会から年金記録の訂正は必要ではないとする通知を受けたが、申立期間①においては、A社で勤務していた記憶があるので、改めて調査して、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、D社(現在は、E社)に勤務した申立期間②の加入記録も無い。当該期間について、同社に勤務した記憶があるので、併せて厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の一部を含む昭和 61 年 10 月 1 日から同年 11 月 30 日までの期間に係る申立てについて、申立人は、C社に勤務し、厚生年金保険に加入していた旨申し立てたところ、同社の元従業員の供述から、期間は明らかでないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえるものの、同社は、「当該期間当時の資料を保存していないことから、申立人の当時の勤務の状況及び厚生年金保険料の控除の状況は確認できない。また、当該期間当時、基本的に3か月程度の試用期間を設けており、その間は厚生年金保険のほか健康保険や雇用保険にも加入させない取扱いをしており、未加入者から保険料は控除していない。」旨供述しており、60年7月1日に厚生年金保険に加入していることが確認できる従業員二人は、同年4月1日に入社したと供述していること、同社に係る被保険者名簿の健康保険及び厚生年金保険の整理番号に欠番が無く、申立人の同社における雇用保険の加入記録も確認できないことから、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 3 月 25 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、「申立期間①においては、A社において、営業担当として勤務していた記憶がある。」と主張している。

しかしながら、A社が加入していた厚生年金基金は、「申立人の加入員記録は確認できない。」旨回答しており、B社の担当者は、「当時は、厚生年金基金と社会保険事務所（当時）への届出用紙は複写式である。厚生年金基金の加入員記録が無いことから、申立人の勤務実態については不明である。」旨供述している。

また、申立人は、同僚を記憶していないため、オンライン記録及びB社に係る厚生年金保険被保険者原票により、複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者は確認できない上、同社における雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の同社における勤務を確認することができない。

さらに、上記被保険者原票の整理番号に欠番は無く、社会保険事務所の記録に不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は、「申立期間①当時において、健康保険証を受け取った記憶は無い。」旨供述している。

なお、当委員会の照会に回答した複数の従業員が、「申立人の記憶する勤務地から推測すると、申立人はF社に勤務していたのではないか。」旨供述していることから、同社及び同社が加入する厚生年金基金に対しても照会を行ったが、申立人の同社における勤務実態及び加入記録は確認できず、オンライン記録においても、申立人の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらのことから、申立人から提供された新たな情報については、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、このほか当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、オンライン記録及び適用事業所名簿によると、D社は、昭和63年10月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、当該期間当時は、適用事業所ではないことが確認できる。

また、E社の担当者は、「D社は、昭和63年7月2日に設立されたため、申立人に係る勤務実態の記録は無い。」旨回答している。

さらに、オンライン記録から、申立人の記憶する同僚のD社における被保険者記録が確認できないことから、複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者は確認できない上、同社における雇用保険の加入記録も無いことから、申立人の同社における勤務を確認することができない。

加えて、申立人は、「申立期間②当時において、健康保険証を受け取った記憶は無い。」旨供述している。

なお、当委員会の照会に回答した上記複数の従業員は、「申立期間②当時は、D社ではなく、G社（現在は、H社）の住宅部に所属していた。」旨供述していることから、H社に照会したが、申立人のG社における勤務実態を確認できず、オンライン記録においても、申立人の被保険者記録は確認できない上、申立人は、「G社住宅部については知らない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年8月1日から4年12月31日まで
A社に代表取締役として勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年1月1日より後の同年1月28日付けで、11万円に遡及減額訂正処理されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業・法人登記簿謄本では、申立人は、申立期間及び上記遡及減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は既に死亡しており、A社における申立期間当時の状況について照会することはできないが、元役員及び元総務担当従業員は、「倒産間際は資金繰りに苦慮していたが、自分の厚生年金保険の標準報酬月額が減額訂正されていたことは知らなかった。自分は、会社の実印を使用できる立場ではなく、社長である申立人の判断で当該減額訂正処理を行ったのではないか。」旨供述しているほか、他の複数の元従業員も、「会社の実印を管理していたのは社長である申立人であった。」旨回答していることから、申立人は、上記標準報酬月額の遡及減額訂正処理に関与していたものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る当該減額訂正に関与しながら、当該減額訂正が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 42 年 10 月から 43 年 4 月 1 日まで
② 昭和 43 年 4 月 1 日から同年 6 月まで

A 社（現在は、B 社）C 支店に勤務した申立期間①及び同社に勤務した申立期間②の標準報酬月額が、実際の給与の額より低いので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、D 企業年金基金から提出された申立人に係る加入員台帳によると、申立人の当該期間に係る標準給与の記録は、A 社 C 支店に係る事業所別被保険者名簿及び同社に係る厚生年金保険被保険者原票で確認できる申立人の標準報酬月額の記録と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿等から、複数の従業員においても、申立人と同様、申立期間①及び②において、標準報酬月額が減額されたことが確認できる上、当該標準報酬月額が遡って訂正された形跡は無く、社会保険事務所（当時）の記録に不自然な点は見当たらない。

さらに、申立人と同様、申立期間①及び②に標準報酬月額が減額された従業員の一人から提出された昭和 42 年 1 月から 43 年 5 月まで（同年 3 月を除く）の期間に係る給与明細書によると、控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、上記被保険者名簿等で確認できる標準報酬月額と一致しており、42 年 5 月、同年 6 月及び同年 7 月の給与支給額の合計額を 3 で除した額に見合う標準報酬月額は、同年 10 月の定時決定の記録と一致することが確認できる。

なお、B 社は、当時の資料は保管していないとしており、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間①及び②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生

年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月1日から32年1月6日まで
A社にB社から異動し、申立期間はA社に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚等の供述により、申立人はA社にB社から異動し、申立期間も継続勤務していたことが推認できる。

しかしながら、従業員の供述並びにA社及びB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、事業主が同一であり関連会社であったことが確認できるが、両社は既に適用事業所でなくなっており、申立人の勤務実態及び保険料控除等について照会することができない。

一方、A社における当時の社会保険事務担当者は、同社では社会保険の加入手続は、入社後約3か月間の試用期間が経過した後に行っており、関連会社から異動してきた従業員についても、同様の取扱いをしていた、また、当時は厚生年金保険に加入することを希望せず、未加入の従業員もいた旨供述している。

さらに、申立期間前後にA社及びB社において、異動により厚生年金保険の被保険者資格を再取得した複数の従業員の加入記録に空白期間があることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 10 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

A組合に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低くなっている。申立期間前と比較して、業務内容、勤務場所に変更は無く、退職するまで給与が下がったことは無い。社会保険事務所（当時）が、申立期間の標準報酬月額の記録を間違えたと思われるので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、その前の期間の標準報酬月額より低くなっているが、申立期間の前と比較して、業務内容、勤務場所に変更は無く、退職するまで給与が下がったことは無いので、社会保険事務所が申立期間の標準報酬月額の記録を間違えたと思われるとして申し立てている。

しかしながら、A組合は、当時の資料は無く、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る届出の内容については不明と供述しており、申立人の主張する標準報酬月額に基づく保険料の控除について確認することができない。

また、A組合に係る事業所別被保険者名簿によると、昭和 41 年 10 月の定時決定において、標準報酬月額がその前の期間より低く届出されている者は申立人のほかに 34 人が確認される上、上記被保険者名簿における申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録には、社会保険事務所における誤記入や不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を取得し、同じ内勤業務者であった従業員が保有していた給与支給明細書に記載された各月の厚生年金保険料控除額は、上記被保険者名簿における当該従業員の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料額と一致している。

加えて、申立人は、申立内容を裏付ける給与支給明細書等を所持していないことから、

その主張する申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額を確認できない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月1日から9年1月15日まで
② 平成9年1月15日から同年10月1日まで

A社に勤務した期間のうち、育児休業期間前の申立期間①及び育児休業期間の申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額の記録が24万円となっている。

当該標準報酬月額に係る平成8年10月の定時決定の算定基礎となる同年5月から同年7月までの各月は、産休により報酬支払の基礎日数が20日未満であることから、従前の等級で算定すべきであるところ、同年5月から同年7月までの3か月の報酬月額で定時決定が行われている。

平成8年10月からの標準報酬月額は、従前の等級で算定を行うのが正しいはずであるので、申立期間①及び②の標準報酬月額を30万円に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、24万円と記録されている。

このことについて、年金事務所は、「当該標準報酬月額は、申立期間①の最初の月である平成8年10月の定時決定において算定されたものである。そして、平成8年当時の定時決定における標準報酬月額の算定方法は、対象期間を同年5月から同年7月までの3か月とし、当該3か月間のうち、報酬支払の基礎日数（当時は、歴日数から報酬が支払われない欠勤日数を差し引いた日数）が20日以上月の報酬月額の平均により算出するとされていたところ、A社から提出のあった申立人の8年の給与明細によると、同年5月から同年7月までは、いずれの月も報酬支払基礎日数が20日以上あり、かつ、当該3か月の報酬月額の平均が24万503円であったことが確認できることから、申立期間①の標準報酬月額が、24万円と決定されたものと考えられる。」としており、申立期間①の標準報酬月額24万円は、適切な算定方法により算

出されたものであると認められる。

また、A社から提出された平成8年の給与明細によると、申立期間①に係る保険料控除額は、標準報酬月額 24 万円に見合うものであり、この標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、24 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人のA社における申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者記録は、オンライン記録により、厚生年金保険法第 81 条の2の規定に基づく事業主からの申出により厚生年金保険料が免除される育児休業期間となっていること、及び当該期間に係る標準報酬月額は24 万円となっていることが確認できる。

一方、育児休業期間における標準報酬月額については、平成7年4月の育児休業期間における厚生年金保険料免除措置の制度開始に伴い、同年3月29日に発出された旧社会保険庁関係課長通知「健康保険、船員保険及び厚生年金保険の育児休業期間中の保険料免除等の取扱いについて」において、「育児休業開始直前の標準報酬の基礎となった報酬月額に基づき算定した額とすること」と定められている。

したがって、申立人の申立期間②の標準報酬月額については、育児休業期間であるため、上記関係課長通知に基づき、当該育児休業開始直前の申立期間①の最終月である平成8年12月の標準報酬月額から、24万円が妥当であるところ、当該標準報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年10月1日から7年10月1日まで
② 平成11年8月1日から12年8月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が24万円になっている。当該標準報酬月額に係る平成6年10月の定時決定は、算定基礎期間である同年5月から同年7月までの期間のうち、欠勤により報酬支払の基礎日数が20日未満となる同年6月及び同年7月を除いた同年5月のみで行うのが正しいはずである。

また、申立期間②についても、標準報酬月額が26万円になっているが、平成11年8月の随時改定は、申立期間①と同様の理由で同年5月のみで算定を行うのが正しいはずである。

申立期間①の標準報酬月額については26万円に、申立期間②の標準報酬月額については28万円にそれぞれ訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、24万円と記録されている。

このことについて、年金事務所は、「当該標準報酬月額は、申立期間①の最初の月である平成6年10月の定時決定において算定されたものである。そして、平成6年当時の定時決定における標準報酬月額の算定方法は、対象期間を同年5月から同年7月までの3か月とし、当該3か月間のうち、報酬支払の基礎日数（当時は、歴日数から報酬が支払われない欠勤日数を差し引いた日数）が20日以上月の報酬月額の平均により算出するとされていたところ、A社から提出のあった申立人の6年の給与明細によると、報酬支払基礎日数が20日以上あるのは同年5月及び同年6月の2か月であり、当該2か月が算定の計算の基礎となる月である。」としている。

また、A社から提出された平成6年及び7年の給与明細によると、申立期間①に係る保険料控除額は、標準報酬月額 24 万円に見合うものであり、この標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間①の標準報酬月額は、24 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立人のA社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、26 万円と記録されている。

このことについて、年金事務所は、「当該標準報酬月額は、申立期間②の最初の月である平成 11 年8月の随時改定（固定的賃金の変動し、連続した3か月の報酬月額の平均が、その前の標準報酬月額と比べて、2等級以上の差が生じた場合に行われる。申立人の場合、平成 11 年5月から同年7月までの3か月の報酬月額）において算定されたものである。そして、平成 11 年当時の随時改定における標準報酬月額の算定方法は、報酬支払の基礎日数（当時は、歴日数から報酬が支払われない欠勤日数を差し引いた日数）が 20 日以上連続した3か月の報酬月額の平均により算出するとされていたところ、A社から提出のあった申立人の 11 年の給与明細によると、同年5月から同年7月までは、いずれの月も報酬支払基礎日数が 20 日以上あり、かつ、当該3か月の報酬月額の平均が約 26 万円であったことが確認できることから、申立期間②の標準報酬月額が、26 万円と決定されたものと考えられる。」としており、申立期間②の標準報酬月額 26 万円は、適切な算定方法により算出されたものであると認められる。

また、A社から提出された平成 11 年の給与明細及び12年の源泉徴収原簿兼賃金台帳によると、申立期間②に係る保険料控除額は、標準報酬月額 26 万円に見合うものであり、この標準報酬月額は、オンライン記録と一致している。

さらに、企業年金連合会から提出された申立人に係る厚生年金基金の記録においても、申立人の申立期間②の標準報酬月額は、26 万円であり、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年1月1日から4年5月31日まで
② 平成4年9月1日から同年10月31日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額が、53万円であったのに、会社が社会保険料を滞納したため、社会保険事務所（当時）に呼び出され、担当事務官に滞納額に見合うように標準報酬月額を過去に遡って訂正された。

また、B社に勤務した申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額が、53万円であったのに、会社が社会保険料を滞納したため、社会保険事務所に呼び出され、担当事務官に滞納額に見合うように標準報酬月額を資格取得日から減額された。

申立期間①及び②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人のA社における申立期間①に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年5月31日より後の同年9月3日付けで、遡って15万円に減額訂正されている。そして、申立人と同様に、同社の代表取締役のほか7人の役員等についても、このような標準報酬月額の遡及した減額訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、登記簿上、当該遡及減額訂正が行われた平成4年9月3日には、既にA社の取締役を退任しており、また、社会保険事務の担当ではなかったとされているものの、本件申立書において、「標準報酬月額が53万円であったのに、会社が社会保険料を滞納したため、社会保険庁（C事務所）に呼び出され、担当事務官に滞納額に見合うまで標準報酬月額を過去に遡って訂正された。」と記載しており、そして、このように社会保険事務所に行ったこと等について、「自分が社会保険事務

所に行ったのは、自分が直接社会保険事務所から呼び出されたのではなく、社長の指示によるものであり、その場で、担当官からA社における滞納保険料を解消するための遡及訂正の説明を受けた。保険料を減額した通知書のようなものを見せられたような気がする。」と説明しており、当該遡及減額訂正について、事前に承知していたものと認められる。

一方、年金事務所は、「申立期間①当時も、事業主による厚生年金保険料の滞納があった場合、社会保険事務所では、当該保険料の滞納を解消するための方策について、当該事業所と協議や折衝等を行っているが、その相手は、当該事業所の事業主等の代表者又はその代理人であり、それ以外の者と協議や折衝等を行うことは無い。」としている。

これらのことから、申立人は、A社の代表取締役の指示を受け、社会保険事務所に出向き、滞納保険料の解消のための同社における標準報酬月額に遡及減額訂正に関与したものと考えられる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、代表取締役の指示を受け、自らの標準報酬月額の減額を含む当該遡及訂正処理に直接関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

2 申立人のB社における申立期間②に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成4年11月30日より後の同年12月15日付けで、資格取得時の同年9月1日に遡及して8万円に減額訂正されている。そして、申立人と同様に、同社の10人の役員等についても、このような標準報酬月額に遡及減額訂正が行われていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、登記簿上、平成3年12月30日付けでB社の代表取締役に就任し、当該標準報酬月額の減額訂正処理が行われた4年12月15日も同社の代表取締役であることが確認できるところ、同社に係る標準報酬月額に遡及減額訂正について、「社会保険事務所から呼出しを受け、自ら社会保険事務所へ出向き、その場で標準報酬月額を遡及して減額する手続を行った。」としている。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、B社の代表取締役として、自らの標準報酬月額の減額を含む当該遡及訂正処理に直接関与しながら、当該減額訂正処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 8 月から 58 年まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に営業担当として勤務し、厚生年金保険に加入していたと申し立てている。

しかしながら、申立人が申立期間当時勤務していたとするA社は、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、厚生年金保険の適用事業所としての記録が無い。そして、A社は、所在地を管轄する法務局に商業登記の記録も無い。

また、申立人は、A社の代表取締役、上司及び同僚の氏名や連絡先を不明としていることから、これらの者から同社における申立人の勤務及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る勤務及び厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年12月から48年4月まで
② 昭和48年5月から51年4月まで
③ 昭和52年3月から54年11月まで
④ 昭和56年1月から57年4月まで
⑤ 昭和57年5月から同年8月まで
⑥ 昭和57年9月から59年3月まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間①から⑥までの厚生年金保険の標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。申立期間①から⑥までについて、一部の期間の給与支給明細書を提出するので、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①から⑥までにおける自らの厚生年金保険の標準報酬月額の記録が毎月もらっていた報酬額より少ないと申し立てている。

しかしながら、申立期間①から⑥までについて、A社が作成し、同社が保有している社会保険被保険者台帳における申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、年金事務所の同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と全て一致している。

また、A社は、申立人の給与からは、上記台帳における申立人の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたはずであるとしているところ、申立期間①から⑥までについて、申立人から提出のあった一部の期間の給与支給明細書において確認できる保険料控除額を基に算出した標準報酬月額は、同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の標準報酬月額と一致している。

なお、申立期間②のうち、昭和49年8月から51年4月までの期間、申立期間③のうち、53年8月から54年11月までの期間、申立期間④のうち、56年8月から57年4月までの期間並びに申立期間⑤及び⑥における申立人に係る標準報酬月額は、当時の標準

報酬月額の高等級に係る金額であり、それ以上の標準報酬月額が無いことから、妥当な額であると認められる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月28日から同年3月1日まで
A社B工場（現在は、C社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社同工場には昭和37年2月28日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社管理部は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務実態について確認できない。」旨回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立期間に厚生年金保険に加入していることが確認できる同僚及び従業員15人に照会したが、回答のあった従業員9人は、いずれも、申立人の退職日を記憶しておらず、申立人の申立期間における勤務実態について確認することができない。

さらに、上記被保険者名簿において、申立期間前後に記載されている被保険者のうち昭和30年代に資格を喪失した者は275人確認できるが、このうち、資格喪失日が月末となっている者が34人、月の初日となっている者が23人、その他の日付の者が218人確認できることから、A社B工場では、30年代当時、必ずしも月末を退職日とする取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年6月8日から27年3月1日まで
A事業所に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は同事業所で運転手として勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶している複数の同僚の供述により、申立人が昭和26年6月頃からA事業所に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A事業所における社会保険の記録管理業務を引き継いだB事務所は、申立人に係る記録が無い旨回答しており、同僚が氏名を記憶していた同事業所の社会保険担当者は所在が判明しないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び保険料控除について確認することができない。

また、申立人がA事業所の前に勤務していた事業所における同僚で、同事業所に申立人と一緒に行ったとしている者について、同事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同日の昭和27年3月1日に被保険者資格を取得していることが確認できる上、当該同僚は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない。

さらに、申立人と同日に被保険者資格を取得した他の同僚は、「自分は昭和26年2月頃に入社したが、27年3月1日まで厚生年金保険に加入していない。運転手は50人くらいいたが、常時入れ替わっていたので、多分、入社してすぐには厚生年金保険に入れてもらえなかったと思う。」と回答している。

加えて、従業員一人は、「自分は昭和26年2月1日に運転免許を取得し、以後運転手として勤務したが、1年くらい経^たってから厚生年金証書もらった。それより前に保険料は引かれていないと思う。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 6 月 21 日から同年 8 月 1 日まで

A社本社事業部に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社が発行した在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB健康保険組合から提出された「加入記録調査に関するご回答」により、申立人が申立期間にA社に勤務していたことは確認できる。

しかし、A社C事業本部は、「申立人が申立期間において見習社員であったことは人事記録により確認できたが、厚生年金保険の取扱いについては、当時の書類を保管していないため不明である。」と回答していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、A社本社事業部に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、昭和 45 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日までの期間に被保険者資格を取得したことが確認できる 10 人（申立人を除く。）のうち、雇用保険の加入記録が確認できた 9 人全員が、雇用保険の資格取得日より 1 か月から 3 か月後に厚生年金保険の被保険者となっていることが確認できる上、当該 9 人のうち 7 人の従業員は、「試用期間があり、厚生年金保険には入社後すぐに加入できなかった。」旨供述していることから、同社では入社と同時に厚生年金保険に加入させていなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案 23605 (事案 4395 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 7 月から 51 年 5 月まで

申立期間は間違いなく A 社に勤務し、健康保険被保険者証を会社からもらっていた。申立てが認められるには新しい資料が必要だと第三者委員会の事務室から言われ、同社を紹介してくれた元同僚を探した。私と友人は、当該同僚の紹介で一緒に同社に入社することができた。当該同僚は、当時のことを第三者委員会に証言してくれると言っているのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

前回の申立てについては、i) A 社は、昭和 55 年 3 月 31 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明のため、申立期間 (昭和 40 年 4 月 7 日から 54 年 8 月 18 日まで) における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができないこと、ii) 申立人が記憶している複数の同僚が、当時は厚生年金保険には加入を希望する者だけが加入させてもらえた旨供述しているところ、上記同僚の中に、同社の被保険者としての記録が無い者が確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 21 年 10 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てに当たり、申立人は、上記通知に納得できず、A 社に勤務していたことは間違いがないとして、申立人を同社に紹介した同僚を証人として、申立期間の一部を変更し、昭和 39 年 7 月から 51 年 5 月までについて再調査を強く要望している。

しかしながら、当該同僚は、昭和 39 年頃、日雇い労働者であった申立人を A 社に誘い、申立人が助手として働き始めた旨供述しているものの、申立人が厚生年金保険に加入したか否かについては、自らが助手で入社した際に厚生年金保険に加入したので申立人も加入したものと思っていた旨供述するにとどまり、これを裏付ける資料を保有していないことから、当該同僚の供述は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは

認められない。

また、申立人は、申立期間において、A社に勤務したと主張しているが、同社における雇用保険の加入記録は見当たらない上、同社が加入する健康保険組合は、申立人に関する届出は見当たらない旨回答している。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月1日から同年5月1日まで
A社(平成3年2月にB社に名称変更)で勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には平成元年4月1日から勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に平成元年4月に入社した複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間に同社で勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録によると、B社は平成3年8月31日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっていることが確認でき、当時の事業主も死亡していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の取扱い及び給与からの保険料控除について確認することができない。

また、申立期間当時、A社で総務を担当していた元取締役及び同社の社会保険関係の事務手続を担当していた社会保険労務士は、厚生年金保険と雇用保険は同時に加入させる取扱いであったと思う旨供述しているところ、オンライン記録により、平成元年4月に入社した11人(申立人を除く。)のうち、新規学卒者とみられる9人は、申立人と同じ同年5月1日に厚生年金保険と雇用保険の両資格を取得していることが確認できる。一方、残る二人のうち一人は、入社した同年4月1日に厚生年金保険と雇用保険の両資格を取得し、他の一人は、同年4月1日に雇用保険、同年5月1日に厚生年金保険の資格を取得していることが確認できるが、両名とも同社に入社前の職歴を有していることから、新規学卒者と異なる取扱いが行われていたことがうかがわれる。

さらに、上記同僚11人のうち、連絡先の判明した9人に照会し、3人から回答を得られたが、いずれの者もA社における厚生年金保険の取扱いは不明としている上、申立人と同じ平成元年5月1日に厚生年金保険の資格を取得したと記録されている二人は、

当時の給与支払明細書は保有しておらず、申立期間に係る事業主による給与からの保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成9年2月28日から同年3月1日まで
② 平成9年3月1日から同年10月16日まで

A社を退職後、健康保険証を同社に返したが、社会保険事務所(当時)に返納されていないことを知り、不審に思っ自分の年金記録を確認したところ、同社に継続して勤務していた申立期間①が未加入で、申立期間②の標準報酬月額が半減されていることを知った。社会保険事務所から会社に連絡してもらい、申立期間①の保険料及び申立期間②の差額保険料は、平成9年11月11日に返還されたが、会社のしたことを社会に公表したいので申立てをした。申立期間①及び②の記録を、実際に受け取っていた報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の記録から、申立人がA社に継続して勤務していたことが認められる。

そして、申立人から提出された預金通帳の申立期間①及びその前後の期間の給与振込額から、また、A社の申立期間①当時の従業員であって、申立人と同様に、申立期間①については厚生年金保険の被保険者とはなっていない者から提出された申立期間①に係る給与明細書から、申立期間①について、申立人の主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録によると、同社は平成9年2月28日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、その後、同年3月1日に再度適用事業所となっていることが確認でき、申立期間①は適用事業所となっていない。

また、申立人は、「A社の退職直後に社会保険事務所において年金記録を確認した

ところ、申立期間①の記録が無く、申立期間②の標準報酬月額が半減されていることに気づき、社会保険事務所にその旨を申し出たところ、社会保険事務所から、申立期間①及び②の記録を訂正するか、申立期間①に自身が負担した保険料及び申立期間②に自身が負担した保険料からオンライン記録の標準報酬月額に基づく保険料を除いた差額保険料の返還を請求するかを選択を求められ、後者の保険料の返還を選択した結果、社会保険事務所の指導により、A社から平成9年11月11日に当該保険料の返還がされた。」と供述している。そして、上記預金通帳には、平成9年11月11日に同社から21万3,631円の振込があったことが確認でき、当該振込額は、申立期間①における申立人の主張する34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料に、申立期間②における申立人の主張する34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料を除いた差額とを加えた額と一致する。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、一旦は申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されたと考えられるが、当該保険料は申立期間②の直後にA社から申立人に返還されていることが確認できることから、申立人が、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

2 申立期間②については、上記預金通帳の給与振込額及び申立人の雇用保険受給資格者証から確認できる離職時賃金日額により、申立人の報酬月額については、オンライン記録の標準報酬月額を超える給与の支給があったことが確認できる上、当該預金通帳及びA社の従業員から提出された当該従業員の申立期間②に係る給与明細書から、申立人は、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額(34万円)に基づく厚生年金保険料が控除されていることが推認できる。

しかしながら、上記1で記述したとおり、上記預金通帳により、申立期間②に係る申立人の主張する34万円の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料及び健康保険料を除いた差額が、申立人に申立期間②直後に返還されていることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②についても、一旦は申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたと考えられるが、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料からオンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除いた差額は、A社から申立人に返還されていることが確認できることから、申立人が、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 49 年 4 月頃から 51 年 3 月頃まで
② 昭和 63 年 10 月頃から平成 3 年 6 月 1 日まで

A社に勤務した申立期間①及びB社に勤務した期間のうちの申立期間②について、厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も勤務していたことは間違いないので、当該期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、A社に営業職として勤務していたので申し立てたとしている。

しかし、A社は、昭和 54 年 6 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当該期間当時の事業主は所在不明であるため、事業所及び事業主から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

そして、申立人が氏名を記憶している当該期間当時の上司 2 名及び同僚 5 名のうち、連絡先が判明した上司 1 名及び同僚 2 名は、申立人のことを記憶しておらず、また、A社に係る事業所別被保険者名簿から、申立期間①当時厚生年金保険に加入していることが確認できる複数の従業員に、申立人の当該期間における勤務状況を照会したところ、連絡の取れた 7 名の従業員も、申立人のことを記憶していないとしており、これらの者からも、申立人の同社における勤務の状況を確認することはできなかった。

また、申立人が氏名を記憶している同僚のうち、2 名については、A社に係る事業所別被保険者名簿において、その氏名を確認できず、同社では、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。しかも、社会保険・経理担当であった従業員は、「営業職は、最初から厚生年金保険に加入させるということは無く、一定期間経過後に加入させていた。」と供述しており、営業職であった上記同

僚の1名は、「A社に入社後、約1年6か月経過してから厚生年金保険に加入した。」と供述していることから、A社においては、申立期間当時、営業職については、採用後、相当期間経過してから厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人は、B社に入社し、取引先であるC社及びD社において、昭和63年頃から勤務していたので申し立てたとしている。

そして、このことについては、D社の従業員が、「申立人は、B社の社員であるが、当社で一時期、配送業務をしていた。」と供述しており、B社での申立人の複数の上司も、「当該期間当時、期間は覚えていないが、申立人はB社の従業員として、取引先のD社で配送の仕事をしていた。」と供述していることから、申立人は、期間は特定できないが、申立期間②の一部について、B社の取引先であるD社で勤務していたことが推認できる。

しかしながら、D社に係るオンライン記録では、申立人の氏名は確認できないことから、同社に照会したところ、申立人に係る記録は保存されていないと供述しており、また、C社に係るオンライン記録では、申立人の氏名は確認できないことから、同社に照会したところ、申立人に係る記録は保存されていない上、申立人のことは記憶に無いと供述している。さらに、B社は、平成16年9月14日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、既に解散しており、元事業主は、申立期間②当時の資料等を保有していないとしているため、事業所及び事業主から、同社における申立人の勤務の状況や厚生年金保険料の控除について確認することができない。

一方、申立人に係るB社における雇用保険の記録並びに同社が加入している厚生年金基金及び健康保険組合の加入員記録では、いずれも資格取得日は平成3年6月1日となっており、厚生年金保険の記録と一致していることから、同社における申立人の厚生年金保険の資格取得日が同日となっているのは、社会保険事務所による記載（入力）誤りではなく、同社の事業主が申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日を同日として社会保険事務所に届け出たためであると認められる。

しかも、申立人の国民健康保険の記録をみると、申立期間②を含む昭和63年2月21日から平成3年6月2日まで加入しており、また、申立人の国民年金の記録をみると、昭和63年4月頃に加入手続が行われており、申立期間②については、国民年金保険料が納付されていることが確認できることから、申立人は、申立期間②において、厚生年金保険及び健康保険に加入していないことを認識していたと考えるのが自然である。

加えて、B社での申立人の上司1名は、「給与の手取り額が減るという理由で厚生年金保険に加入しない従業員がいた。」、他の上司1名は、「自分は、入社後一定期間は厚生年金保険に加入せず、国民年金に加入していた。」と供述しており、同社では、全ての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではないことがうかがえる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年10月1日から53年6月17日まで
A社B事業部に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額に見合う標準報酬月額と相違しているのを、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額が、給与の手取り額に見合うものとなっているので、実際に支給された給与額に見合う標準報酬月額に訂正してほしいと申し立てている。

しかしながら、A社は、申立人に係る給与支給額等を確認できる資料を保管しておらず、申立期間における申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について不明である旨回答している。

また、申立期間当時のA社B事業部の複数の従業員から提出された給料明細書及び同社同事業部に係る事業所別被保険者名簿によると、同社同事業部は、社会保険事務所（当時）に届け出る報酬月額について、実際に支給した給与額を基に届け出ており、また、届け出た報酬月額に見合う標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことが確認できる。

なお、上記被保険者名簿における申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、A社が加入しているC企業年金基金から提出されたD厚生年金基金における標準給与と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月30日まで
A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に勤務していたことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社に係る詳細な供述から、期間は特定できないものの、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、A社を承継しているB社及びC社は、申立人に係る資料は保管されておらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について不明である旨回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から複数の元従業員に照会したが、申立人を記憶している者はおらず、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況について確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月22日から44年4月1日まで
A法人のB学園の生徒であった申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A法人の後継組織であるC法人から提出された申立人に係る履歴カードにより、申立人は、申立期間において、A法人のB学園の生徒として在籍していたことが確認できる。

しかしながら、C法人は、学園の生徒は就労ではなく就学という扱いで、臨時雇用員等でない場合、厚生年金保険に加入させていなかった旨回答している。

また、申立人は、上記履歴カードによると、B学園終了後の昭和44年4月1日にA法人において準職員となっていることが確認でき、それ以前に臨時雇用員になっている記録は無く、申立人も臨時雇用員になったことは無いと供述している。

さらに、申立人及び申立人が自分と同時期にB学園に入学したとする9名については、A法人に係る厚生年金保険被保険者原票において、記録を確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。